



携帯電話用  
QRコード

## 平成19年度から住民税の負担額が変わります

### 住民税は2倍!? 所得税は半分!? 国から地方へ ぜいげんいじょう 税源移譲

#### 1 所得税から住民税への税源移譲

##### 税源移譲とは…

地方自治体は、地方税以外に、国が国税として集めた財源の中から国庫補助金などの財源を受けて行政サービスを行っています。しかし、この仕組みは、さまざまな制約があり、地域の実情にあったものではありませんでした。

このため、地方自治体が自主的に財源確保を行い、住民にとって、真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、平成18年度の国の税制改正によって、国税である所得税の一部(3兆円規模)を地方税である住民税に移すことになりました。

このことを税源移譲といい、平成19年度から所得税と住民税の税額が変わります。

##### Q どうして変わるの?

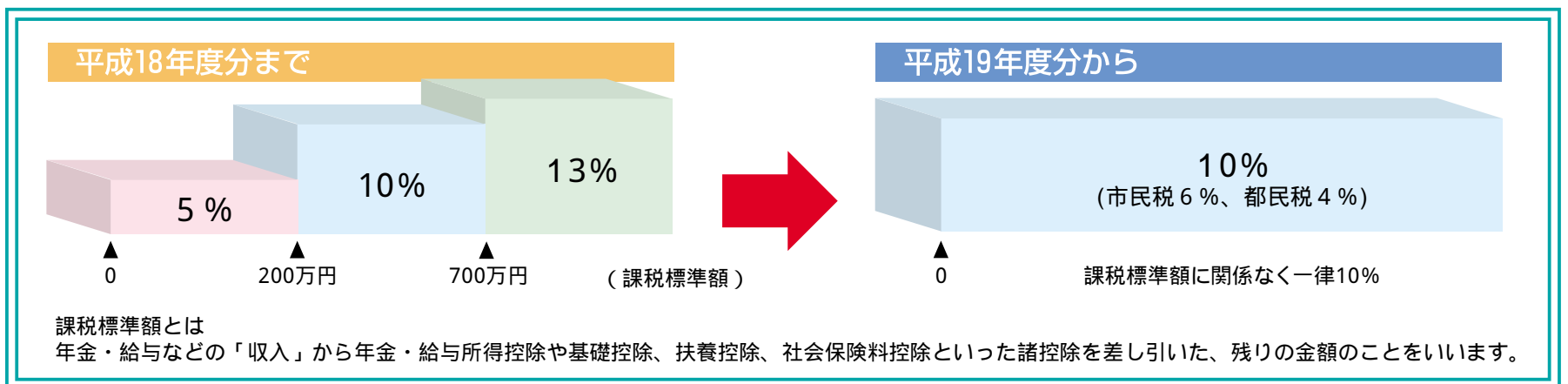
A 地方自治体の財政力を強くし、身近な行政サービスをより効率よく行うためです。

##### Q 住民税はどう変わるの?

A 税率が一律10%になります。

住民税には、所得に応じて負担する所得割と、一定額を負担する均等割があります。

このうち、所得割の税率が、現在の3段階(5%、10%、13%)から、一律10%(市民税6%、都民税4%)の税率に変わります。



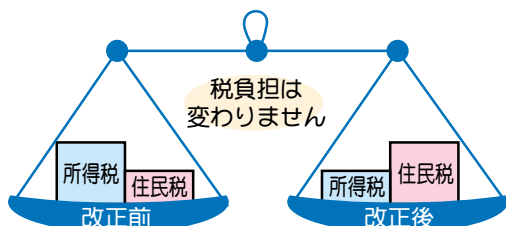
##### Q 税負担はどうなるの?

A 税源移譲による住民税(地方税)と所得税(国税)を合わせた税負担は基本的に変わりません。

税源移譲によって住民税所得割の税率が一律10%になり、所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります。

これは、住民税と所得税を合わせた税率が、平成18年度以前と変わらないようにするためです。

ただし、定率減税の廃止によって発生する税額は増えることになります。



##### Q いつから住民税と所得税の負担額は変わるの?

A 住民税と所得税の納付方法によって異なります。納付時期は次のとおりです。

##### 給与所得者の場合

毎月の給料から税金が天引きされている人は、平成19年1月から源泉徴収される所得税が安くなり、平成19年6月から徴収される住民税が高くなります。

##### 年金受給者の場合

平成19年2月から源泉徴収される所得税が安くなり、平成19年6月から納付する住民税が高くなります。

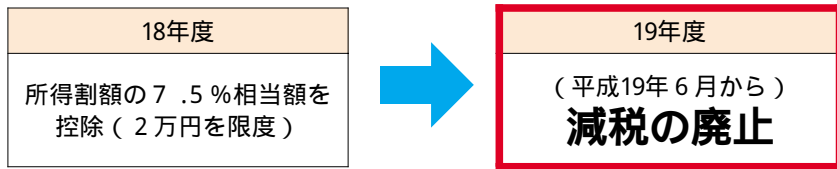
##### 事業所得者の場合

平成19年6月から住民税が高くなり、平成20年3月の確定申告から(予定納税は平成19年7月から)所得税が安くなります。

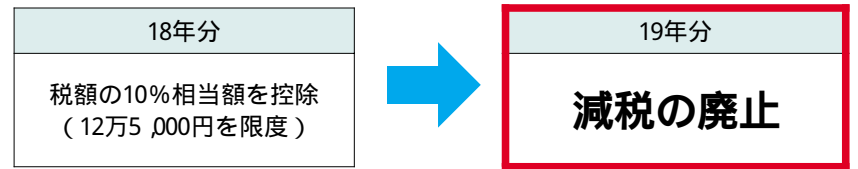
## 2 定率減税の廃止

景気対策の一環として、平成11年度から実施していた定率減税が廃止されます。

### 住民税



### 所得税



## 平成19年に負担する住民税(地方税)と所得税(国税)はこのようになります

### 給与所得者(夫婦+子ども2人の場合)

給与収入	平成18年			→	平成19年		
	住民税	所得税	計(H18年)		住民税	所得税	計(H19年)
300万円	22,200	13,500	35,700		31,500	7,500	39,000
500万円	94,300	152,100	246,400		186,500	84,500	271,000
700万円	246,000	302,400	548,400		363,500	238,500	602,000

### 年金受給者(65歳以上、夫婦の場合)

年金収入	平成18年			→	平成19年		
	住民税	所得税	計(H18年)		住民税	所得税	計(H19年)
200万円	0	3,600	3,600		0	2,000	2,000
250万円	29,600	48,600	78,200		59,000	27,000	86,000
300万円	52,700	93,600	146,300		109,000	52,000	161,000

住民税は所得割のみで算出しています。

平成19年は、定率減税の廃止の分だけ負担額が増え、税源移譲による負担額は増えません!

負担額 (H19年)-(H18年)	内 訳
3,300	税源移譲 0、定率減税の廃止 3,300
24,600	税源移譲 0、定率減税の廃止 24,600
53,600	税源移譲 0、定率減税の廃止 53,600

負担額 (H19年)-(H18年)	内 訳
-1,600	税源移譲 -2,000、定率減税の廃止 400
7,800	税源移譲 0、定率減税の廃止 7,800
14,700	税源移譲 0、定率減税の廃止 14,700

## ◆平成20年度以降の改正◆

平成20年度以降は、次のような措置等が実施されます。

### 住宅ローン減税

住宅ローン減税を受けている方は、所得税で控除しきれなくなる減税額を翌年度の市・都民税から控除します。

### 地震保険料控除

地震保険料額の2分の1相当(上限あり)を、総所得額から控除する制度を創設。

### 税源移譲の年度間の所得の変動に係る経過措置

離職等で平成19年中に所得税がかからない場合等は、平成19年度の市・都民税を減額する調整措置が設けられます。

## インターネット公売のお知らせ

市税の滞納処分により差し押さえた動産(絵画等)の公売を、次のとおり実施しています。

- 公売方法 期間入札
- 公売参加期間 6月1日(金)午後1時~6月14日(木)午後5時
- 入札期間 6月19日(火)午後1時~6月21日(木)午後1時
- 入開札の場所 ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

公売財産内容及び参加申込方法等については、町田市ホームページをご覧ください。

[トップページ](#) >> [暮らしのガイド](#) >> [税](#) >>

[差押財産の公売](#) >> [インターネット公売](#)

公売は中止になることがありますので、あらかじめご了承下さい。

## 市税の納付は安心、便利な口座振替を

市税の納付には、市役所から送付される納付書で、金融機関等の窓口で納めていただく方法と、預(貯)金口座より振り替える方法(口座振替)があります。

口座振替は、各納期限日に自動的に振り替え納付されるため、金融機関等に納めに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

7月6日(金)までにお申し込みいただくと、平成19年度第2期から市民税・都民税の口座振替をご利用いただけます。振替方法のうち、全期(年税額をまとめて一回で振替)をご希望の場合は、平成20年度より、第1期の納期日に一括で振り替えとなり、今年度(第2期~第4期)は期別での振り替えとなります。

口座振替の申込用紙は、市内の町田市公金取扱店(山梨中央銀行は除く)及び、郵便局にあります。ご連絡いただければ、納税課からもお送りします。お申込の時期により口座振替の開始期が異なりますので、ご不明な点は、納税課までお問い合わせ下さい。

## お問い合わせ

市・都民税(住民税)の計算や税額に関すること  
税制改正に関すること  
**市民税課 724-2115・2117**

インターネット公売に関すること  
**納税課 724-2122**  
口座振替に関すること  
**納税課 724-2120**

各種税証明の発行について  
**町田市コールセンター  
724-5656**